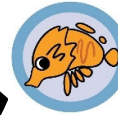


みなみさんりく 復興まちづくりニュース



<第4号>
平成25年7月1日
発行・編集
南三陸町
復興事業推進課

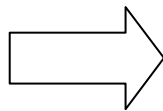
防災集団移転促進事業に参加される方、災害公営住宅へ入居される方への補助について

防災集団移転促進事業に参加される方（町が整備する高台住宅団地へ移転される方）、災害公営住宅へ入居される方に対し、以下の補助を行います。

- ※ 申請及び交付決定より先に、融資契約、引っ越しを完了された方は事業の対象外となりますのでご注意ください。
- ※ 融資契約、引っ越し、工事着手は、補助金交付決定後に行ってください。

1 対象と助成内容

移転促進区域※



防災集団移転促進事業に参加される方
（町が整備する高台住宅団地に移転される方）

**住宅再建費用に対する借入金の利子相当額助成
（年利率は8%以内）**

住宅建設（購入）	上限：444万円
土地購入	上限：206万円
住宅用地造成	上限：58万円

※住宅用地造成資金を借入しない場合にあつては
土地購入 上限：264万円と読み替える。

**住居の移転に伴う引っ越し費用
従前住宅の取り壊し費用など 上限：78万円**

災害公営住宅へ入居される方

**住居の移転に伴う引っ越し費用
従前住宅の取り壊し費用など
上限：78万円**

※詳細については、まちづくりニュース等において改めてお知らせいたします。

※移転促進区域とは？

町が指定した災害危険区域のうち、安全な高台等へ移転することが適当であると認めた区域をいいます。

2 申請に際しての注意点

- ① 申請受付については以下のとおりです。
【防災集団移転促進事業に参加される方】 ⇒ 土地賃貸借・売買契約後
【災害公営住宅へ入居される方】 ⇒ 災害公営住宅入居本申し込み後

- ② 申請される前に一度ご相談ください。
- ③ 手続きの流れは裏面をご確認ください。

担 当：南三陸町復興事業推進課
移転促進第1係
電 話：0226-46-1379

裏面に手続きの流れ（防災集団移転促進事業に参加される方）を掲載しています ⇒ ⇒ ⇒

防災集団移転促進事業補助金手続きの流れ

移 転 者

町との土地賃貸借・売買契約
完了後に申請を受け付けます。

町

事前準備

各種見積り、融資申し込みなど

申請

受理・審査

※事情などにより、補助金申請前に建築工事請負契約を行うことも可とします。(強制ではありません)
※契約行為(内容等)は自己責任となります。
※契約行為が補助金交付決定を確約するものではありません。

2~3週間

融資契約、工事着手

通知

交付決定

完了



※引越等変更が生じる場合は事前に復興事業推進課まで申し出てください。

実績報告

提出

受理・審査

2~3週間

補助金請求

通知

交付額確定

補助金受領

支払い

支払手続き

- ◆上記は「防災集団移転促進事業補助金」における手続きの流れとなります。
かけ地近接等危険住宅移転事業(個別移転)の流れは上記とは異なりますので、利用される際は、事前に復興事業推進課までご確認ください。
- ◆震災により被災された方への住宅再建に係る町独自支援を予定しています。
詳細については、決まり次第、ニュース等においてお知らせいたします。